

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 91
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

【保険証を残そう】 意見募集（パブコメ）ご協力をお願い

★現行保険証をなくす準備が進められています！★

厚労省は現在、健保法等の省令から保険証を交付しなければならないとする規定を削除するための変更についてパブコメを募集しています。いわゆる番号法の変更への対応ということで「改正案」が出されています。

つきましては、先生方には「保険証を残すべきである」との立場で、下記【意見例】を参考にお送りいただきたく、お願いする次第です。

当会は医療のデジタル化全てを否定するものではありませんが、オンライン資格確認でのトラブルがなくなり、マイナ保険証の利用率も6%程度と低迷する中での保険証廃止は拙速であると考えます。

パブコメに「保険証を残すべき」との意見が数万、数十万件と集まれば、厚労省、デジタル庁なども国民世論を無視できなくなります。ぜひともご協力をお願いいたします。

【提出期限】2024年6月22日(土)必着

【提出方法】

①左記QRコードからのWEB提出 →

意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領 PDF
命令などの案	概要 PDF



意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認してください。

② 意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認しました。

③ 意見提出には画像や音声による認証が必要です。

戻る

意見入力へ

※①意見募集要領のPDFを開かないと、②「確認しました。」のチェックボックスにチェックマークが入らず、③意見入力に進めません。

②メールでの意見提出 kokuho@mhlw.go.jp 宛に電子メールを送付。

※件名は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案(仮称)に関する意見」と明記。

【意見例】

- 「保険証を廃止して任意取得のマイナカードに一本化することは患者の受療権を侵害する可能性があり、国民皆保険の理念・原理・原則に反している。保険証を残すべき」
- 「トラブルばかりのマイナ保険証は信頼できない。保険証を残すべき」
- 「保険証を残せば資格確認書など新たに発行しなくても済む。保険証を残すべき」

ご協力をお願いします（お問合せは協会事務局まで 0859-24-3063）